

令和 7 年度
群馬県フロン類充填回収技術講習会募集要領

1 群馬県フロン類充填回収技術講習会の概要

この講習会は、群馬県及び一般社団法人群馬県フロン回収事業協会（以下「フロン協会」といいます。）が共催により、「群馬県フロン回収技術講習会」修了者又はフロン類回収の十分な知見を有する者を対象に第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の点検及び冷媒フロン類の充填に係る「十分な知見を有する者」を養成することを目的として開催するものであり、「フロン排出抑制法に係る知識等の習得を伴う講習の確認申請」を行い、環境省及び経済産業省において、適正性が確認された講習です（環境省及び経済産業省のホームページで確認済講習一覧に記載、公表されています。）。

講習会の最後に修了考査を実施し、合格者（修了者）には群馬県知事から修了証が交付されますが、この修了者は、「十分な知見を有する者」の区分C「十分な実務経験を有し、かつ、点検及び充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者」に該当します。

また、修了者は、フロン類を冷媒とする冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収及び冷凍空調機器への冷媒フロン類の充てん並びに冷凍空調機器のうち空調機器については圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力 2 5 k W 以下の機器、冷凍冷蔵機器については圧縮機電動機又は電動源エンジンの定格出力 1 5 k W 以下の機器について、冷媒系統（当該施設を構成する機器中の冷媒を保有している系統をいう。）の漏えい点検が行えます（適用範囲は区分Aの第二種フロン類取扱技術者に相当します。）。

なお、修了証の有効期限は、修了証交付の日から 5 年を経過する日の属する年度末までです。

2 日時及び場所

（1）開催日時 令和 8 年 2 月 3 日（火） 9：30～17：00

（2）場 所 群馬県庁舎 2 9 1 会議室

3 申込期日 令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）

4 募集人員 4 0 名（定員になり次第締め切ります。）

5 受講料 2 0, 0 0 0 円（税込額）（テキスト代を含みます。）

6 受講資格

講習会の受講者は、次の条件すべてを満たす必要があります。

（1）「群馬県フロン回収技術講習会」を修了し、群馬県知事から修了証を交付さ

れた者又は別紙「フロン類回収の十分な知見を有する者」のイ～ケのいずれかに該当する者

(2) 日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の整備や点検及び冷媒の充填に3年以上の実務経験を有する技術者であって、直近5年間高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を遵守し、違反したことがない者

(3) 現在及び今後にわたり冷媒フロンの充填作業等に携わる予定のある者

7 受講願書の作成方法等

講習会の受講申込みをされる方は、次により受講願書及び添付書類等を作成してください。

(1) 募集要領及び受講願書等の入手方法

募集要領及び受講願書等は、フロン協会HP (<http://gunma-flon.or.jp>) に掲載していますので、HPの“お知らせ”からダウンロードしてください。

なお、HPを開くことができない等の場合には、フロン協会事務局に關係資料を請求してください。

(2) 受講料の振り込み

受講料をあらかじめ次の口座に振り込みしてください。なお、振込手数料はご負担ください。

【振込口座】 銀行名 群馬銀行 本店営業部
口座番号 普通預金 2561449
口座名 一般社団法人 群馬県フロン回収事業協会
シャ)グンマケンフロンカイシュウジギョウキョウカイ

(3) 受講願書の作成及び添付書類等の準備

受講願書(様式1)には、受講申込者に関する事項及び受講申込者の勤務先に関する事項を記入してください。

また、受講願書には、次のア～ウの書類等を添付してください。

ア 受講資格を証する書類

① 「群馬県フロン回収技術講習会」の修了証又は「フロン類回収の十分な知見を有する者」であることを証する資格証の写し

② 「フロン類の点検・充填業務実務経歴書(様式2)」に実務経験に関する必要事項を記入。証明者が記名・押印した正本

事業主が証明できない場合は当該経験を証明できる立場の方が証明してください。また、受講者本人が事業主の場合は、下欄の「誓約書欄」に記名・押印してください。

イ 受講料振込領収書等の写し

受講願書(様式1)裏面の貼付欄に貼ってください。

ウ 顔写真(1枚)

3ヶ月以内にカラーで撮影されたもので、肩から上が写し込まれている無

背景で鮮明なもの（受講願書の写真貼付欄には、糊付けしないでください。）

① 大きさ：縦4.5cm×横3.5cm以上（必ず裏面に氏名を記載のこと。）

② 次の写真の添付は避けてください。

- ・ 横向きで撮影、背景に影がある、顔の一部が隠れている（防止、マスク、サングラス等）
- ・ 解像度の低いカメラで撮影したもの
- ・ 汚れや折り目等傷があるもの

③ 写真は、デジタルデータに変換し、必要に応じてトリミング又は縮小のうえ、受講票及び携帯用の修了証明書（以下「技術者証」といいます。）に使用しますので、クリップ留めする場合は、折り目が付かないようにしてください。

（４）受講願書及び添付書類等の提出

受講願書及び添付書類等が準備できましたら、折らずに角２封筒（Ａ４用）に入れ、必ず配達記録の残る方法（書留や特定記録等）により、次の提出先に郵送してください。

また、封筒の前面には「群馬県フロン類充填回収技術講習会申込書在中」と明記してください。

＜提出先＞

一般社団法人群馬県フロン回収事業協会 事務局

〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目７番１２号

８ 受講票及び講習テキストの送付

（１）受講資格審査

受講願書及び添付書類等が提出されますと、受講資格の審査及び受講料入金の確認を行います。

（２）受講票及び講習会テキストの送付

受講が認められた方には、フロン協会から受講票及び講習会テキストとして使用する「冷媒フロン類充填回収技術マニュアル」を送付します。

なお、講習終了後に実施する修了考査は厳正に行いますので、送付された講習会テキスト等で予習をし、講習内容をあらかじめ確認しておいてください。

９ 講習内容

ア 冷媒フロン類の地球環境問題

イ 冷凍空調機器に関わる関係法令

ウ 冷凍の基礎と冷凍機内の冷媒状態変化

エ 冷凍空調機器の漏えい点検・修理

オ 冷媒フロン類の回収・充填

カ 群馬県フロン類充填回収技術講習会運用規程

キ 修了考査

1 0 講習会当日の注意等

- (1) 講習会当日は、受講票を忘れずに持参し、受付に提出してください。
- (2) 受講票と一緒に送付する「冷媒フロン類充填回収技術マニュアル」は、講習会のテキストとして使用しますので、忘れずに持参してください。忘れた場合は受講ができません。
- (3) 受付は、講習会開始時刻の30分前（9：00）から始めます。
- (4) 講習会の最後に考查を実施します。修了考查において所定の成績が得られない場合は不合格となり、修了証は発行されませんのでご承知ください。
また、鉛筆、消しゴム等の筆記具は忘れずに持参してください。

1 1 修了証の交付及び技術者証の発行並びに資格の更新

- (1) 修了試験に合格した方には、群馬県知事から修了証が交付されます。
また、フロン協会からは、技術者証を発行します。
- (2) 修了試験の結果通知並びに修了証及び技術者証は、受講願書に記載の自宅住所あてに送付します。
- (3) 修了証の有効期限は5年（修了証が交付された日から5年を経過する日の属する年度末まで）となっていますので、有効期間が満了する年度に開催される更新講習会を受講し、資格の更新を行ってください。

1 2 主催

群馬県（環境森林部環境保全課）
一般社団法人群馬県フロン回収事業協会

1 3 問い合わせ先

一般社団法人群馬県フロン回収事業協会
電話：027-260-8234

1 4 その他

- (1) 昼食は、各自で用意してください。
県庁舎内には、31階にレストラン、地下1階に食堂及び売店があります。
- (2) お車で来られる方は、県庁の県民駐車場をご利用ください。
なお、県民駐車場は機械式の立体駐車場のため、入庫に時間がかかりますので、時間に余裕をもっておでかけください。

<別紙>

フロン排出抑制法

第一種特定製品の充填回収業者等に関する運用の手引き

環境省 経済産業省

フロン類回収の十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。なお、業務用冷凍空調機器の回収に係る資格には、主に以下のようなものがある。

ア. 冷媒フロン類取扱技術者

イ. 冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者

ウ. 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）

エ. 冷凍空気調和機器施工技能士

オ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

カ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者

→ 「群馬県フロン回収技術講習会」修了者が該当します。

キ. 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

ク. 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

ケ. 自動車電気装置整備士（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）

受講資格